○外務省告示第八十九号

平成二十四年五月十七日に東京で署名された情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に関し、両政府は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨の書面による通告を平成二十五年三月二十二日に相互に受領した。よって、同協定は、その第十九条の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

前文

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

二千七年三月十三日に東京で署名された安全保障協力に関する共同宣言の実施によって二国間の安全保障協力の促進を確保することを確認し、

秘密の情報の保護に関する共通の関心を有し、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、日本国政府若しくはオーストラリア政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術を含むあらゆる形態をとることができ、また、あらゆる複製又は翻訳を含むことができる。

b　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対し、秘密情報を送付する締約国政府をいう。

c　「受領締約国政府」とは、秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

d　「秘密指定」とは、締約国政府によって秘密情報に与えられる識別であって、当該秘密情報の許可されていない開示を防止するために当該秘密情報に与えられなければならない必要な水準の保護を示すためのものをいう。

e　「権限のある当局」とは、送付済秘密情報の保護について責任を有する当局として、受領締約国政府によって指定される当該受領締約国政府の機関をいう。権限のある当局は、手続取決めに掲げられる。

f　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

g　「国内法令」とは、この協定に関連する法令をいい、次のものを含むが、これらに限られない。

(i)　日本国に関しては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

(ii)　オーストラリアに関しては、手続取決めに掲げられる法律

h　「第三者」とは、両締約国政府以外のあらゆる政府、個人又は団体をいう。

i　「第三の協力者」とは、受領締約国政府が秘密の情報の保護に関する協定又は取極を締結した第三国の政府又は政府間機関をいう。

j　「秘密情報取扱資格」とは、締約国政府の権限のある当局により、当該締約国政府の手続に従って付与される適格性であって、個人が特定の水準までの秘密情報にアクセスするためのものをいう。

k　「秘密保持政策」とは、秘密情報及び送付済秘密情報の保護のための各締約国政府の政策（国内法令を含む。）をいう。当該政策（随時修正されるものを含む。）は、手続取決めに掲げられる。

l　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

第二条　送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、受領締約国政府の施行されている国内法令に従って、この協定に基づき、また、手続取決め及び実施取決めに基づき保護される。

第三条　国家秘密保持当局及び権限のある当局

1　各締約国政府の国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

a　日本国政府については、外務省

b　オーストラリア政府については、法務省

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施の状況を把握する。

第四条　秘密指定

1　提供締約国政府は、全ての秘密情報に次のいずれかの秘密指定を表示する。

a　日本国政府にあっては、自衛隊法に従って防衛秘密に指定される秘密情報は、「防衛秘密（機密）」又は「防衛秘密」と表示され、他の秘密情報は、「機密」、「極秘」又は「秘」と表示される。

b　オーストラリア政府にあっては、秘密情報は、「TOP SECRET」、「SECRET」、「HIGHLY PROTECTED」、「CONFIDENTIAL」、「PROTECTED」、「RESTRICTED」又は「IN CONFIDENCE」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通知する。

3　受領締約国政府は、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

オーストラリア	日本国
TOP SECRET	機密／防衛秘密（機密）
SECRET／HIGHLY PROTECTED	極秘／防衛秘密
CONFIDENTIAL／PROTECTED	秘
RESTRICTED／IN CONFIDENCE	対応する日本国政府の秘密指定はないが、オーストラリア政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。

5　提供締約国政府は、送付済秘密情報の秘密指定のいかなる変更についても、受領締約国政府に対し通知する。受領締約国政府は、当該通知を受けたときは、これに従って当該送付済秘密情報の秘密指定を変更する。受領締約国政府の要請がある場合には、提供締約国政府は、書面により秘密指定の変更を通知する。

6　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による同意を得ることなく、送付済秘密情報の秘密指定を格下げしてはならない。

第五条　送付済秘密情報を保護するための原則

各締約国政府は、施行されている国内法令に従って、送付済秘密情報に対して次の規則を適用する。

a　受領締約国政府は、全ての送付済秘密情報について提供締約国政府により与えられている保護と同等の効果を有する保護を与えるために適当な措置をとること。

b　受領締約国政府は、この協定に別段の定めがある場合又は両締約国政府の書面による合意がある場合を除くほか、第三者に対し、送付済秘密情報を提供しないこと。

c　受領締約国政府は、送付済秘密情報の許可されていない開示を防止するための適当な措置をとること。